

EUSA-JAPAN Newsletter

No.13 Sep. 2004

日本 EU 学会

21 世紀、拡大 EU とワイド・ヨーロッパ

羽場 久滯子 (法政大学)

25 カ国拡大 EU は、アメリカを大きくしのぐ人口、アメリカに並ぶ GDP を自信として、経済的な影響力をバネに、現在、政治面でも国際関係上の一つのパワーへと乗り出しつつある。カプチャン『アメリカ時代の終わり』、トッド『帝国以後』でも言うように、アメリカに並びあるいは冷戦後のアメリカ極時代に代わる、新しい国際規範を持つ一つのパワーへと歩み出している。

これまで EU は、内部を固め「深化」に力を注いできた。「拡大」も、EU 内部に取り込むためには、いかに内部基準に適合する実力を周辺諸国につけていくかという条件の達成課題として、コペンハーゲン基準に基づく政治・経済・アキ・コミュニテールを受け入れ、アジェンダ 2000 の実行が求められてきたといえる。

現在、深化と拡大を踏まえての第 3 段階として、周辺近隣諸国への政策が打ち出されている。すなわち 21 世紀の拡大ヨーロッパが、世界にどのような影響力を持つていくか、という点での「ワイド・ヨーロッパ (広域欧州圏)」構想である。

この構想を打ち出すそもそもの背景は、拡大に伴う周辺国との軋轢であった。

特にロシアは、ハレー『冷戦の起源』にもあるように、「境界線への接近」を最大の脅威と感じ、これに対する安全保障が国家の安全保障と考える。なぜロシアは膨張政策 (西・南へ) を打ち出すか。その背景には不凍港の維持がある。こうした中で EU の境界線をどうするかは、冷戦後に残された問題をどう解決するかということでもあり、拡大 EU が安定的に発展していくためにも焦眉の課題である。

ワイド・ヨーロッパは、東はロシアとの友好・協力・発展であり、これは中国、極東、東アジアまでを展望するものとなる。南は、地中海、アフリカ、中東、イスラエル・パレスチナとの協力であり、安定と発展の基礎である。これらの国際関係は、明らかにアメリカとの違いを際立たせている。「境界線」の問題は、まさに世界戦略の問題なのである。

今回、中公新書『拡大ヨーロッパの挑戦』を完成させる

ために、ロシアと NATO 国際会議での報告、カーニンググランドの実態調査、ベラルーシ、リトアニアなど、ワイド・ヨーロッパの実態調査に訪れた。暖冬の予測にもかかわらず、2 月になって冷え込み、到着したときにはマイナス 20 度の St. Petersburg は、真っ白の吹雪の状態であった。

昨年 9 月にバルト平和学会でコメントを依頼されて出かけた際、ちょうど遷都 300 年で、磨きぬかれたエルミタージュ、エカチェリーナ宮殿、修復された琥珀の間を閲覧し、英仏独や北欧など欧州各地から訪れた人々の感嘆の声を聞きながら、ここはモスクワと異なり明らかにヨーロッパの一部だと実感した。しかし真冬のマイナス 20 度のロシアは、白銀の中の極寒の国に変貌し、頭から足元までのミンクや銀狐のコートとブーツをまとって歩くロシア人たちは、中世の貴族の世界のようであった。その後ブリュッセルやパリに移動したとき、人々は黒やグレーのヤッケを着て、アラブや黒人の移民や難民も多く、下町は貧しさと猥雑さ、アジア的・インターナショナルな多民族のるつぼの雰囲気をかもし出していた。「ヨーロッパ性」とは何なのか。考えさせられる時代に入ってきている。

目次

21 世紀、拡大 EU とワイド・ヨーロッパ	羽場 久滯子
ドイツでの研修生活	正井 章彦
院生時代をふりかえって	山本 直
海外学会への参加報告	
<i>Altneuland</i> 会議	八谷 まち子
人権国際研究所・難民問題講座	小澤 藍
駐日 EU 代表部から	
学会との交流を深めるために	Bernhard Zepter
ご案内	
EUIJ の開設と今後の活動について	植田 隆子
一冊の洋書	三露 久男
訃報	
島野卓爾先生を悼む	田中 素香
高野雄一先生を偲ぶ	岡村 堯
事務局からのお知らせ	
広報委員会より	

ペテルブルクからカーニングラード（ケーニヒスベルク）に飛ぶ。2度目の訪問である。カーニングラードは、ポーランドとリトアニアには含まれているロシアの飛び地だが、今回のEU・NATOの拡大で、「EUの域内に残されたロシア」ともなっている。

この地は、冷戦期にはバルチック艦隊20万の兵士が駐留し、現在マフィアの密輸中継地、平均賃金はロシア本土よりも貧しいとされる。他方で、第2次大戦まではドイツ領、ハンザ同盟の首都にもなり、大哲学者カントの生誕の地でもある。現在はフォルクスワーゲンの工場が進出し、北欧からの投資も多く、車はドイツ車や北欧車ばかりで、ドイツ的な古い町並みと、ソ連型の大きな古ぼけた建物とが混在し、町の中心の広場には、レーニン像がしっかりと建っていた。軍事要塞、商業都市、港町、マフィアの闇バザールが混在する、不思議な街である。2001年には、この街の核配備疑惑が世界を震撼させた。

カーニングラードへの移動は、ペテルブルクが一面の吹雪の中、出発したのだが、カーニングラードに着くと、空港の草原は黄緑色の草に覆われ目を疑った。昼過ぎには雪が降り始め、夕方には同様に真っ白に凍り付いてしまったが、これが冬にどうしても死守したい「不凍港」であると実感した。カーニングラード大学では、副学長はじめカーニングラード問題の専門教授に会い、現在の状況をつぶさに聞いた（この経験と調査は、『EUとロシア、ワイダー・ヨーロッパ（仮題）』にまとめる予定）。現在は、カーニングラード市民にはマルチ・ビザがあり、一度とると1年間何回でも国外に出ることができるし、ロシア本土には、ビザを取らなくても、飛行機ならそのまま、電車やバスでもFTD（簡易トランジット書類）、FRTD（鉄道簡易トランジット書類）によって、通過することができる。将来は、ビザなし特別区指定も企画中、とのことであった。

翌日は、雪の中を重い荷物を引きずって、プローディとプーチンのトップ会談で2003年11月にまとめられた、FTD、FRTDの実態を見るべく、リトアニアに向かう列車に乗り込んだ。大きな荷物を持った家族連れや若者、おじいさん・おばあさんが乗っていて、それぞれベラルーシ、ロシアに帰るところであった。同乗したカザフスタンのロシア人は、ソ連時代のパスポートを持っていて、「昔はこのパスポートでどこまでも行けた。ロシアがこれらの地域に援助ができなくなったので、離れて行ったが、小さな国とロシア、どちらが豊かだと思うか。ロシアが力を回復すればまた彼らを援助することができる」と話していた。しかしリトアニアのEU Delegation で働いていた青年に、カーニングラードのEU資料を紹介してもらいながらその話をしたところ、「ロシア人にはノスタルジーがあるだろうが、我々はすでに独立国だ、ビザもパスポートも必要なものは要求するし、彼らは従わなければならない」ときっぱり断言していた。

ワイダー・ヨーロッパ政策では、EUは特にロシアの石油と天然ガスに焦点を絞り、現在急ピッチで、独仏ロ共同のパイプラインが建設されつつある。それは、中東の石油の不安定化にかんがみ、資源の一元的依拠というリスクを分散化させる対処方法でもある。

ワイダー・ヨーロッパの地中海・中東政策には、イスラエル・パレスチナとの友好も入っているのだが、イスラエルには多くのロシア系ユダヤ人が在住し、シオニストの一つのセンターにもなっている。対ロシア政策は対イスラエル政策とも結びつく。

ロシア、カーニングラード、リトアニア、ベラルーシ、ブリュッセル、フランス、とまわり、パリ大学のピブリオテーク・ユニヴェルシテールで、対中・東欧、ロシア関係を探していて、フランスの対ロシア文献の多さに、歴史的なフランスとロシアの関係の深さにも思いをはせた。対ロシア政策をどう成功させるかは、拡大欧州にとって、経済的にも（石油、天然ガス、シベリア横断鉄道）、軍事的にも（ミサイル、宇宙開発、中国との提携）、政治・国際関係的にも（対米）、今後きわめて重要な要因となってくるといえる。

ドイツでの研修生活

正井 章笹（早稲田大学）

2003年4月から2004年4月初めまで - 勤務先大学から「特別研究期間」が与えられたことから - ドイツで、「ドイツとEUの企業法」について研修することができた。以下、その間の出来事・思い出の一端を記すことにしよう。

(1) 受け入れの窓口となったのは、デュッセルドルフ大学（法学部）のノアック（Noack）教授である。「ご機嫌いかがですか」というと、教授の返事は、いつも「Sehr gut!」。大学で専用の研究室の使用は、余裕がないので無理であった。しかし、デュッセルドルフにあるハンス・ベックラー財団（ドイツ労働組合連合DGBの研究機関）のケストラ（Köstler）博士とザイフェルト（Seifert）博士の厚意によって、8月初旬から帰国直前まで、同財団の研究室を使わせていただき、まことに快適であった。職員（女性が多い）は驚くほど親切である。さらに、ハーゲン（デュッセルドルフから東へ50キロくらいのところに位置する都市）にある放送大学のマルチュケ（Marutschke）教授の尽力により、客員研究員としての待遇を受け、外国人学生とベルリンへの3泊4日の研修旅行（連邦議会などを見学）などにも参加することができた。

(2) 2004年1月21日からデュッセルドルフ地方裁判所で始まった、マンネスマン訴訟を傍聴した。マンネスマン事件というのは、ドイツの複合企業マンネスマン株式会社が、2000年2月に、イギリスの携帯電話会社ボーダフォンに買収(買収金額1800億ユーロで史上最大)された後、功労金(Anerkennungsprämien; appreciation awards)などの名目で、約6000万ユーロが、元マンネスマン取締役代表(エッサー)などに支払われた。それを決定したマンネスマンの監査役員であったドイツ銀行の頭取(アッカーマン)労働組合IGメタルの元委員長(ツヴィッケル)1人で1920万ユーロを受け取ったエッサーなど6人が、特別背任・その幫助の罪で起訴された、という事件である。同地裁の中の長椅子に座っていたら、地元の新聞(Rheinische Post)記者から、事件についてどう思うか、と聞かれた。「経営陣は買収に反対して防戦したが、結局、負けてしまったのだから、何の功労もなく、功労金を支払う法的根拠がない」と答えたところ、私の名前入りで、そのコメントが新聞(2004年1月23日)に掲載されたのには驚いた。毎週、2回の裁判が7月初めまで続き、7月22日に、被告人全員に対して無罪判決が出た。迅速な裁判である。検察側は上告する意向のようであるが、刑事上の責任を問うのは難しいかもしれない。民事上は、その金額が適切であったかどうか問題となり、役員の損害賠償責任を問えるか否かということになる(現在、EUでも、経営者の報酬に関する議論-規制の必要性、その方法など-が活発である)。

なお、裁判が始まる数日前に、マンネスマン事件の広報担当者から話を聞くために、裁判所へ行った。たまたま出会った女性職員2人に尋ねると、「食堂にいるはずよ」と、担当判事が食事をしているところまで、2人がかりで案内してくれた(その判事は、すでに公表されている情報以外は提供できません、といて、同事件のウェブサイトを教えてください)。

(3) 2つの会社の株主総会に出席することができた。メトロ(2003年5月22日にデュッセルドルフで開催)とティessenクルップ(2004年1月23日にポッフムで開催)の総会での活発な議論を目の当たりにして、日本の株主総会との違いを痛感した。メトロの総会は10時半から始まり、17時半になっても続いていた(私は空腹のために会場を出た。後に、別室に食事が用意されていたことを知る)。ティessenクルップの総会は、10時に始まり、16時に終了。メトロの場合は、ノアック教授に依頼して出席できた。ティessenクルップの場合は、新聞広告を見て、電子メールで、見学したい旨送信したところ、翌々日には招待状が届いた。日本の会社の総会よりも「開かれている」と思う。

私は、ハーゲン、デュッセルドルフおよびシュツットガルトで、「日本の株主総会の実際と法的枠組み」という題で講演した。出席者(弁護士、会社の株主総会担当者など)からの質問のうち、「6月下旬に、各社が総会を集中して開

くことは、株主の所有権を侵害することになるのではないか」、「単元株制度は1株1議決権の原則に反するのではないか」という指摘には、根本的に考えることの大切さを感じた。

(4) ところで、私が1年間住んだのは、デュッセルドルフ市のほとんど南端に位置するHimmelgeistという地区である。牧歌的で、文字通りHimmel(天国)のような所であった。150年前に建てられた木造2階建ての家の1階半を借りた(広さは80平方メートル。家具付きで、水道代・電気代込みで月額820ユーロ)。庭が南北にあり、南側は300平方メートルはある。庭には10種類くらいの鳥がやってくる(毎日見かけるのは5、6種類)。リスもときどきやってくる。家の斜め前には11世紀に建てられたという村落教会があり、すぐ南には牧草地が広がっている(家の近くには厩舎が点在し、道のあちこちに馬の排泄物が……)。ライン川へは4分くらいで行くことができる。近くの岸辺には砂地が広がり、小さな海岸のようになっている。2003年の6月初め頃から9月半ば頃まで、ヨーロッパ大陸は500年ぶりという猛暑となった。デュッセルドルフでも37度くらいになることがあった。冬の期間が長いため、太陽にあこがれるドイツ人は、体を少しでも太陽にさらそうとする。ラインの岸辺には、上半身何も着けずに読書をしている人もいた。川にはシジミ貝が生息していたので3回食したが、砂抜きが難しかった。川には鴨や白鳥がいる。白鳥にパンをやろうとしたら、指までガブリ(血は出なかった)。

帰国してから、インターネットでデュッセルドルフの観光案内を見ると、博物館のベスト3として、州立美術博物館、ゲーテ博物館、ハイネ博物館が挙がっていた。いずれも見ていない。地方裁判所のすぐ近くにあったのに……。

院生時代をふりかえって

山本 直(北九州市立大学)

この4月に北九州市立大学外国語学部の講師となりました。本学にはカ久昌幸先生と戸蒔仁司先生がいらっしゃいます。またご周知のとおり、九州には九州EU研究会がごぞいます。このような素晴らしい環境に身を置けることが光栄であり、身の引き締まる思いです。

EU研究を志すきっかけは、同志社大学法学部での故金丸輝男先生のご講義でした。1996年のことです。当時私は、すでに学部は卒業していたものの、アルバイトをしながら海外を旅するという生活を送っていました。その結果、インドは聖地バラナシ(ベナレス)でチフスに感染し、2ヵ月

ほど病院に隔離収容されるという経験ももちあわせていました。そのような中、学部時代のゼミでご指導いただいた金丸先生への近況報告をかねて、同大でのご講義をモグリで聴講させていただくことになりました。

講義のテーマは、EUではなく、人間そのものに焦点を当てた政治制度論でした。その内容に衝撃を受けたのです。と同時に、学部ゼミで積極的に学ばなかったことを後悔しつつ、金丸先生に再度教えを乞うため大学院への進学を考え始めました。結局、大学院への入学を許していただいたのは、3度目の受験の際でした。その時の入試面接で「(それだけ進学したいのであれば)仕方ないですねえ…」と微笑(苦笑?)なされた先生のお顔を、いまでも忘れることができません。

院生時代の6年間は、これまでの人生の中で最も楽しく、また辛いものでした。楽しかったのは、院生として研究に十分な時間を割くことができたことです。加えて、研究会(国際政治総合研究会) EU学会の先生方や大学院の先輩方と、公私にわたる交流をもたせていただきました。同志社大学法学研究科からは高度化支援給付(2001年度)を受け、さらに、発足後間もない同大のワールドワイドビジネス研究センター(RCWOB)の活動にも、リサーチアシスタントとして4年間携わらせていただくことになりました。

他方で辛かったのは、ご指導いただいております金丸先生が2000年11月に逝去されたことです。博士課程に進学した半年後のことです。先生は、体調がすぐれないにもかかわらず、教え子との飲み会や、さらにはその後のラーメンにまでおつきあいくださいました。外出先のみならず、ご自宅でご馳走になるのもしばしばでした。同じ年の9月に行われた飛騨高山での研究会合宿は、そのため大変思い出深いものとなりました。翌10月になると、入退院を繰り返されるようになりました。長い闘病生活を経て、肉体的にはかなり衰弱されておりました。が、亡くなられる前日まで、他大学でのご講演の準備を精力的に進めておられました。

近年のEUは、以前にもましてといえるほど、大きな変化の中にあるようです。ざっと挙げるだけでも、ユーロの導入、ニース条約の発効、東欧・地中海諸国の加盟、欧州憲法条約の制定…。EUによる国家間統合の推進をアメリカの一國主義へのアンチテーゼとして、あるいはEU自体を「ルール覇権」を構築する行動主体として(日本経済新聞6月23日~25日各9面)位置づける視点もみうけられます。私はたまたま、EUの政治統合過程における人権規範の変容を研究テーマにしておりますが、ある程度明確な答えを見出せるには、まだまだ時間がかかりそうです。

Altneuland会議

八谷 まち子(九州大学)

J.H.H.Weiler教授の統括で、ニューヨーク大学(NYU)とプリンストン大学との共催による、法と政治分野の欧米の主要なEU研究者によるEU憲法草案についての会議に列席する機会を得た。

同会議は、*Altneuland: The Constitution of Europe in an American Perspective*と題されており、4月29日と30日、それぞれNYUとプリンストンを会場として開催された。参加者は、アメリカとヨーロッパ(イタリア、スペイン、フランス、ハンガリー、ドイツ、イギリス、アイルランド)から、報告者と討論者の総勢40名。Weiler教授をはじめ、P.Craig, A.Sbragia, A-M.Slaughter, A.Moravcsik, K.Bradleyなどなど、EU研究では必ず目にする著名な研究者がキラボシのごとく参加していて、NYUロースクールの所有する見事な会議場とともに、まばゆい光景でもあった。

Weiler教授が「むしろワークショップと位置付けて欲しい」と述べた会議では、「憲法」の根源的な意義やその条項の範囲をめぐる一般論から、Constitution Draft 制定過程の具体的な検討まで、多角的かつ関連な議論が展開された。参加者にはアメリカ憲法の専門家も多く、議題の副題にあるAmerican Perspectiveと言うよりは、欧米間の対話という印象を強く持った。

俎上にあげられているEU憲法草案は、はたしてどのような新しい内容を盛り込んだか、に関しては否定的な意見が多く、草案の性格も政府間主義を脱し得なかったという評価が多かったが、EU権限の性格や正統性に関する問題をかかえながら、いや、むしろそれ故に、「憲法」草案へのEUの挑戦は、知的刺激を呼び起こすものであるようだ。この会議の報告は、いずれ一冊の本にまとめられる予定であると聞く。

会議の2日間で展開されていた議論の内容やスタイルは、日本でのそれと決して違和感のあるものではなく、ここに日本からの研究者が参加してもスムーズに議論が続けられるであろうと確信した。その一方で、欧米間ではこうした交流が頻繁であることが容易に推察されて、うらやましい思いと共に、日本との地理的な隔たりを思い知らされることにもなった。

さらに言えば、Weiler教授の実力もあろうかと思うが、資金の潤沢さには舌を巻くものがあった。大西洋の両岸からの多数の参加者、議場では朝食、昼食そして夕食が供され、茶菓は常備、そのうえになんと、5月1日にはメトロポリタンオペラでのDon Giovanni観劇までが用意されていた。

(筆者にとってはこの Post Conference が最大の魅力だった!) 会議は、アメリカ東海岸時刻の4月30日午後6時、ブリュッセル時刻で5月1日午前0時に、ハンガリー人の Sajo 教授のために、一体感あふれる特別の拍手を送って閉会した。

ルネ・カッサン人権国際研究所・難民問題講座

小澤 藍 (慶應義塾大学大学院後期博士課程)

ストラスブルに到着したのは6月13日、折しも欧州議会選挙の当日であった。随所でEU新規加盟国に対する歓迎が見られる市街から、欧州機関の建築群の方へ車を抜けると、傍らに人権国際研究所 (I I D H : Institut International des Droits de l'Homme、ノーベル賞法学者ルネ・カッサン記念) の小さな佇まいがある。

同研究所は、6月20日の「世界難民デー」を挟み、UNHCRと共催で二週間の難民問題集中講座を開講している。7回目の今年、参加する好機を得た。研修所は程近くのヨーロッパ青少年センターで、夏にも白鳥が羽を休める河畔にある。

講座の言語は仏語、対象は難民問題に携わる専門家50名。講師は、HCR本部・各地域事務所、仏難民再審局、欧州委員会、パリ大学等から招かれた。約四倍の競争率を通過した参加者は、フランスと仏語圏アフリカ諸国の専門官が半数で、そこにヨーロッパ(含中東欧)、中近東、カナダ、メキシコからの当局者、NGO・国連機関職員、学生等が加わった。私は開講以来唯一初のアジア人である。難民を受容しない日本からの参加でも、温かく迎えていただいた。参加者の豊かな見識、議論運用能力と積極性には驚かされた。経験豊富な実務家の冷静な判断、学生の鋭い質問で、議論は大いに白熱した。

講義は連日早朝から夕刻まで、国際難民保護制度、条約解釈、ヨーロッパ・中東・アメリカ・アフリカ各地域、帰還・再定住政策等について、網羅的に展開された(アジアは特に扱われず残念である)。

ヨーロッパに関しては、HCR欧州機関担当調整官、EU司法内務総局担当官が、EUの共通庇護政策の背景、現状、課題を概説した。議論の焦点は、難民の定義に関する最低基準の共通化である。旧ユーゴスラヴィアからの大量の避難民を想定した「一時的庇護」になぜ共通期限が必要なのか。各国で異なる人道的地位は共通化出来るか。白紙結婚を防ぐための呼び寄せ家族年齢制限、「安全国」なる地

理的制限は、難民条約の精神からの逸脱ではないか、等。難題への見解は各加盟国で異なる。難民受容数が特に多いドイツがこれ以上の増加に制限的で共通化協議でも拒否権を行使しており、例えばベルギーは一連の制限に一貫して反対しているようだ。

講義の他、実践的な模擬裁判がある。事例は、部族対立のある発展途上某国において少数派部族に属し、政府に批判的な言論活動により消息不明となった夫を持つ女性とその女兒で、自身は共同体で伝統儀礼(性器切除)を司ってきたが、欧米市民運動家による啓蒙と女兒誕生を機に伝統の拒否に転向し、もはや村落にいられずヨーロッパ某国で庇護を申請した、という複雑なもの。女性と女兒が条約難民として認定され得るか、国家側・申請者側各弁護団、裁判官に分かれ、難民条約第1条各項目の(間接)適用を検討した。

私は、ハンガリー内務省職員、チェコNGO法律家と共に国家側弁護団を組み、事情聴取・出身国情報・条約解釈を総合し、当該事例では「特定の社会集団への帰属」が迫害事由として立証されないことを主張した。模擬法廷には、欧州人権裁判所における難民認定裁判の経験が豊富な本職の判事にも臨席していただいた。

ヨーロッパには、こうした庇護申請が年間約300万件にも上る。不法入国を狙う虚偽申請も後を絶たず、担当者は、申請者個々の複雑な文化・政治・社会背景と精神状態とに丁寧に向き合わなければならない。庇護問題の最前線に携わるベテランの方々の闊達な議論の一端にあっては、人間的にも学ぶことが多かった。

今回の講座は、今秋からの留学(ジュネーヴ国際問題高等研究所)にとっても大きな弾みとなった。I I D HとUNHCR、すべての参加者との出会いに感謝しつつ、冷雨の後に漸く夏の始まったストラスブルを後にした。

駐日 EU 代表部から



EUROPEAN UNION
Delegation of the European
Commission in Japan
Press, Public & Cultural Affairs

学会との交流を深めるために

駐日 EU 代表部

大使

ベルンハルト・ツェプター

(Bernhard Zepter)



「日本 EU 学会ニュースレター」の 2004 年秋号にて、本ニュースレターの読者の皆様に対してご挨拶する機会を与您いただき、大変よろこばしく思います。今秋、夏休みが終了し、大学の授業が再開するころには、「EU インスティテュート・イン・ジャパン (EUIJ)」の授業もいよいよ開始します。

2003 年春の公募提案を受け、2003 年末には一橋大学、国際基督教大学 (ICU)、東京外国語大学および津田塾大学の 4 大学によって構成されるコンソーシアムが同インスティテュートの管理・運営にあたることと決定しました。2004 年 6 月 22 日にはプロディ委員長の臨席のもと、インスティテュートは正式に発足を果たし、今年 10 月に授業が開始される予定です。

同インスティテュート並びに創設が予定されている第 2 の EU インスティテュートは、日本において初めて、欧州統合のあらゆる側面について学び、EU 学の修了証を取得する機会を日本の学生に提供します。

米国(<http://www.eurunion.org/infos/eucenter.htm>)、オーストラリア

(<http://www.delauis.cec.eu.int/NEC/nationaleuropecentre.htm>)、

ニュージーランド

(<http://www.delauis.cec.eu.int/nz/NCRE/index.htm>) では既に同様の EU センターが設立、運営されており、大きな成功を収めています。

EU インスティテュートは、教育関連活動の他にも、日本の一般市民に対し、EU に関する情報を提供する情報センターの役割も果たし、さまざまなアウトリーチ (普及) 活動も行います。放送大学とも契約を結んでいるため、同大学で学んでいる約 8 万人の学生にも、EU インスティテュートの授業を受講する機会が提供されます。このプログラムのための補助教材として、教科書や視聴覚教材も開発され

る予定です。

この機会に、この重要なプロジェクトを引き受けて下さる 4 大学に対して感謝を表明すると同時に、日本 EU 学会の会員の皆様には、ぜひ EU インスティテュートを積極的にご支援くださるようお願い申し上げます。また、同インスティテュートが提供する各種サービスや学術レベルのネットワーク作りの機会も、ぜひ活用していただきたいと、思います。第 2 「EU インスティテュート」に関する提案の公募は今年 5 月に行われ、「日本 EU 学会ニュースレター」の次号にて、その結果を皆様に報告させていただけることと期待しております。

ご案内

EU Institute in Japan (EUIJ) の開設と今後の活動について

EUIJ 学術交流・共同研究部門代表幹事
植田 隆子 (国際基督教大学)

欧州委員会が EU に関する学術研究・教育・情報発信の中核的拠点を日本で初めて設置するための競争入札を実施した結果、一橋大学、国際基督教大学、東京外国語大学、津田塾大学から成るコンソーシアムが応札し、本年 4 月 1 日に EUIJ が発足した。

6 月 22 日には日 = EU 首脳会議で来日されたプロディ欧州委員会委員長をお迎えし、開設の記念行事を開催した。奥田日本経団連会長、外務および文部副大臣から祝辞をいただき、各界から 300 名近い方々が出席された。同委員長はこの機会に 4 大学の学生との懇談を希望され、30 名余りの学生・院生の様々な質問に 1 時間近く、丁寧にお答えになられ、参加者は深い感銘を受けた。

来年度からは欧州から客員教授をお招きして開講する授業を含め、4 大学で EU に関する共通授業を開設する。EU 関係科目を一定単位以上取得した学生には「修了証」を発行する。EU 関係の洋書も収集を始める。4 大学の大学院生向けスカラシップ制度や EU 関連機関でのインターンシップ制度も発足し、欧州議会事務局でインターンを始める学生 (ICU) などを近く送り出す。共同研究にも着手し、成果本を順次刊行する。

EUIJ は日本語による EU 情報の普及活動として、HP、ニュースレター、公開講演、ビジネスセミナーなどを活用する。欧州委員会ほか EU 関係機関の広報資料などを受け入れ、一般にも公開する計画がある。2006 年 4 月からは放送大学で EU を概説する大学院の講座の放映を開始す

る。

2005年1月10日にはEUに関する第一回の公開国際会議（午前のセッションは「EUをどう教えるか」、午後は「EUの新しいトピック」を予定）を国際基督教大学で開催する。（詳細は決定次第、同大学のHP：www.icu.ac.jpおよび同社会科学研究所のHP：subsite.icu.ac.jp/ssri、立ち上がり次第、EUIJのHP、および本学会のHPに掲載。会員の皆様の積極的なご参加をお待ちしています）

EUIJはフローレンスおよびブルージュの大学院大学と緊密に交流するほか、米国などに設置された同様のセンターとも連携をはかる。

EUIJの様々な企画に、日本EU学会をはじめとする日本の関連学会の会員の方々にご協力をお願いする場合は宜しく願います。

EUIJ 拠点事務局所在地：186-8601 国立市中2 - 1

一橋大学マーキュリータワー5階、

電話 042 - 580-9117

メールアドレス：pc01188@srv.cc.hit-u.ac.jp

植田の連絡先：181-8585 三鷹市大沢3-10-2

国際基督教大学国際関係学科

電話 0422-33-3063

[メールアドレスueta@icu.ac.jp](mailto:ueta@icu.ac.jp)

一冊の洋書

三露 久男（日本大学）

Peter Norman, *The Accidental Constitution*,

EuroComment, Brussels, 2003 (35ユーロ)

格好の「欧州憲法」入門書

英語で欧州統合に関する新聞情報を得ようとする向きで、Peter Norman の名を知らない人は少ないだろう。現在、ファイナンシャル・タイムズ紙の（日本風にいえば）論説委員兼編集委員として健筆を振っているが、彼の本領は欧州統合の分野にある。オクスフォードを卒業してすぐマスコミ界に入り、ロイター、ロンドン・タイムズ、ウォールストリート・ジャーナル（ヨーロッパ）などを経て1988年以降FT紙に腰を据え、ブリュッセルをはじめ欧州各地で報道にあたってきた。英国人記者として欧州統合を書かせるに最もふさわしいキャリアの持ち主といえよう。

1947年生まれこのベテラン・ジャーナリストが2003年末に著したのが、標題の書物である。約400ページのヴォリュームのあるこの本には、The Story of the European Conventionの副題がついてはいるが、著者が端書きで述べているように、単純に時系列で書き流されたものではない。

麻のように乱れたコンベンションの展開を整理し、憲法草案の成立に至るまでの経緯を、5部19章に分けて描き出している。

これはなかなかの力作だと思う。一波が万波を呼ぶまさにaccidentalな過程を見守り続けたジャーナリストの現場体験に基づく、事後の研究では把握しにくいリアリティーが感じられる。

コンベンションの議長を務めたジスカールデスタン元仏大統領は、「ひととおりの教育を受けたティーンエージャーにも分かる」憲法草案をつくりたい、と言っていたという。その背景には、いうまでもなくマーストリヒト条約成立の過程で浮かび出た「市民置き去り」のEUへの危機感がある。著者はこの書の執筆にあたって「中立」を心掛けたとしているが、英国人の著者が大欧州の実現に好意的であることは疑いない。

去る6月の欧州理事会で「欧州憲法」は合意され、いま調印を待つばかりであるが、その成否は5月の「東方拡大」の未来とも深くかかわっている。

大部ではあり、ジャーナリストの著作として、一般の読者にはやや細密、専門研究者にはそれなりの注文もあるが、現時点では、英文での最初の包括的な「教科書」と評価してもよいと思う。なお、第6部に憲法草案など基礎資料の英語原文が収められており、便利である。

この書を会員の皆様に紹介するのには、筆者がピーター・ノーマンと1980年代の朝日新聞ブリュッセル特派員時代に交友があり、その縁で2002年6月、元駐ベルギー公使・国枝昌樹氏（現駐カメルーン大使）と協力して日本に招請、日本大学国際関係学部、慶応大学法学部などでセミナーをもったことが背景にある。その際の日大での講演のフルテキストは、日本大学『国際関係研究』23巻3号（2002年12月刊）に和英両文で収めてある。

今後本欄へのご寄稿を期待します。選択は広報委員会にお任せください。

訃報

島野卓爾先生を悼む

田中 素香（中央大学）

島野先生のご逝去の報を庄司事務局長から6月初めにメールで受け取った時には、文字通りあつけにとられてしまった。最後にお会いしたのは一昨年11月、関西学院大学での金融学会大会の折りのことで、報告者席から先生の姿を

認めて黙礼をしたら、お元気そうにニコッと笑って挨拶を返された。いつもと少しも変わらないお姿であったし、その後も体調を崩されているというような噂もなく、まさに寝耳に水の一報であった。

私も所属する日本国際経済学会は 1400 人の会員を擁している。これだけ多数の国際経済学者がいても、継続的に EU に関心をもってくれる人は多くない。島野先生はその数少ない一人であった。国際経済学会で幾度か共通論題報告を引き受け、活動的な理事であり、日本のオピニオン・リーダーの一人でもあった先生が日本 EC 学会の理事として親身に学会のお世話を下さることを、私はいつも有り難いことと感じていた。先生は、1992 年 11 月から 2 年間日本 EC 学会理事長をおつとめになり、理事長退任の 1994 年 11 月には、学習院大学で学会大会を開催して下さった。経済企画庁・内閣府で 3 年にわたって開催された EU 通貨統合研究会などでは座長をおつとめになっており、委員として呼んでいただき、討論を交わしたのも懐かしい思い出になってしまった。

島野先生は、1953 年秋にドイツに留学し、キール大学でドイツの経済と経済政策について勉強された。随想集によれば、ドイツへは船旅で、スエズ運河を經由してイタリアのジェノアに入港し、そこから西ドイツ北端のキールまで汽車旅行であった。大学の学生寮に住み込んで 3 年間ドイツ人学生の中で過ごされた。堪能であったドイツ語の力はこのとき磨かれたものである。帰国後は短期間上智大学に勤めた後、1960 年に学習院大学に赴任し、経済学部で貿易論、続いて経済政策を講義するとともに、執筆、講演、座談会などで八面六臂の活躍を続けてこられた。ドイツの経済・社会・文化、ヨーロッパ経済統合、国際経済論の各分野、日本経済のあり方、日本の行方など、先生の関心は広く、その議論は歯切れがよかった。常にドイツを座標軸に多くの問題に切り込んでゆかれた。1999 年 3 月に学習院大学を定年退官され、2002 年 9 月まで国際大学学長をつとめられたが、いつもドイツのことを気にかけておられ、最後の御著書も『ドイツ経済を支えてきたもの』(知泉書院、2003 年 7 月刊)であった。

先生は若き日に海軍兵学校七十七期生として短期間ではあったが江田島に学ばれた。いつ死んでも恥ずかしくないように常に身の回りの整理整頓を心がけることが海軍軍人の心得の一つであったということだが、軍人っぽいところは感じさせないものの、先生の軽快でスマートで颯爽とした立ち居振る舞いにはどこかそうした海軍兵学校的なところが感じられた。最後まで島野先生らしさを失われることはなかったのではないかと想像している。「それでは」と後ろ向きに手を振りながら颯爽と去って行かれる先生の姿をこれからも思い出さう。

高野雄一先生を偲ぶ

岡村 堯(上智大学)

本年 3 月、東京大学名誉教授高野雄一先生が逝去された。数年前からご自宅でご療養されているということを知りながら、お伺いすることがかえってご迷惑になるのではないかと思ったりしているうちに、雑事に忙殺され失礼してしまった。訃報に接したとき、頭をよぎったのはまさに巨星墜つという思いであった。

先生にお会いするきっかけとなったのは、昭和 30 年代の初めから、有斐閣が刊行し始めた法律学全集のうち、先生が執筆された国際組織法の校正等のお手伝いをしたときであった。1952 年にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(ECSC)が発足してからまだそんなに時間がかかっていないこともあって、同共同体の超国家的性格、とりわけ同共同体法が超国家法とよばれることについて、非常に興味を持たれ、従来の国際法との相違についてお考えになり、お前はどうかとおたずねになり、しどろもどろにお答えしたことを憶えている。当時の校正といえば、今とちがって、厚いボール紙に鉛の活字で逆に印刷されているのを見る方法だったので、非常に読みづらかったことと、とにかく重たかったということを憶えている。校正のお手伝いをしながら、先生のお話をいろいろとお伺いできたことは、私にとって非常な勉強になった。

先生は温順で非常に優しく物静かなお人柄だったが、こと学問となると非常に厳しかった。外務省での研究会にもずっとお供をしたが、事実関係をきちんと捉え、それに適用する法を明快に説明する必要性を常に説かれ、ときには時間を大幅に超えてしまうことがあった。今は錚々たる大使として活躍しておられる方々も、その頃は若く、先生の厳しい指摘のときには渋い顔をされたのも今では懐かしく思われる。

先生が学問にいかにか情熱をかたむけておられたかを物語るエピソードをご紹介したい。上智大学も駐日委員会代表部のご厚意で、EU 関係資料をご寄贈頂き、ヨーロッパ資料センター(EDC)を設けていたのだが、整理等が十分でなく、また、EDC へのアクセスがあまり良くないので廃止を検討している連絡が同代表部からあったことを先生にお伝えしたところ、担当の副学長のところに行くからお前もついてこいとおっしゃったので、お供した。先生は、その副学長に EDC の改善をはからない限り、私は上智を辞めるといわれた。それが単なるこけおどしではないことは、先生の言動から容易に察知できた。副学長は先生の決意におされたのか改善を約束し、今日の隆盛になっている。

先生にはまだまだ教えをいただくことがたくさんあったのに、幽明界を異にすることになった今、所詮かなわなかったことになった。先生のご冥福をお祈り申し上げます。

事務局からのお知らせ

2004 年度研究大会暫定プログラム

2004 年 11 月 13 - 14 日、早稲田大学

《第 1 日：11 月 13 日（土）》

共通論題：欧州憲法と IGC（使用言語：英語）

【午前の部（10 時 30 分～12 時）】

(1) 報告者：田中俊郎（慶應義塾大学）

論題：From the Convention through the IGC to a European Constitution ?

（オープニングスピーチ・質疑なし/30 分）

司会者：大隈宏（成城大学）

(2) 報告者：橋田力（ベルギー日本協会）

論題：Constitutional Treaty as a turning point of European integration - intertwining of supranationalism and intergovernmentalism in the institutional architecture（報告 30 分、質疑 30 分）

司会者：大隈宏（成城大学）

【昼食・休憩（12 時～13 時）】

【理事会（12 時～13 時）】

【総会（13 時～13 時 30 分）】

【午後の部（13 時 30 分～17 時 45 分）】

(1) 報告者：中村民雄（東京大学）

論題：Legal Issues of “Unity in Diversity” in European multilevel constitutional order (tentative title)

（報告 30 分、質疑 30 分）

司会者：須網隆夫（早稲田大学）

(2) 報告者：山下英次（大阪市立大学）

論題：The Issue of Economic Governance in the Draft Constitution for Europe in View of International Monetary Policy of the Euro Area

（報告 30 分、質疑 30 分）

司会者：須網隆夫（早稲田大学）

【休憩（15 分間）】

(3) 報告者：在東京 EU・加盟国関係者(未定)

論題：未定（報告 30 分、質疑 10 分）

司会者：田中俊郎（慶應義塾大学）

(4) 報告者：ハンス・エックハート・シャーラー

（ハンブルク世界経済研究所副所長）

論題：未定（報告 50 分、質疑 20 分）

司会者：田中素香（中央大学）

【懇親会（18 時～20 時）】

《第 2 日：11 月 14 日（日）》

（使用言語：日本語）

【午前の部（10 時～12 時）】

～分科会（報告 20 分、質疑 20 分）～

- 分科会 A -

(1) 報告者：星野郁（國學院大学）

論題：中東欧諸国の労使関係と EU

司会者：棚池康信（近畿大学）

(2) 報告者：Krawczyk Mariusz（福岡大学）

論題：拡大 EU における労働移動 不要な障壁の構築

司会者：棚池康信（近畿大学）

(3) 報告者：久保広正（神戸大学）

論題：拡大 EU における欧州産業の立地

司会者：棚池康信（近畿大学）

- 分科会 B -

(1) 報告者：川西重忠（桜美林大学）

論題：拡大 EU と北東アジア共同体構想

司会者：三露久男（日本大学）

(2) 報告者：岩村英之（東京大学大学院生）

論題：国際間通貨交渉における交渉力の源泉としての通貨統合 ヨーロッパ通貨統合の政治経済学的側面

司会者：三露久男（日本大学）

(3) 報告者：小川浩之（京都大学）

論題：「英米特殊関係」とイギリスの第 1 回 EEC 加盟申請、1955 - 61 年

司会者：三露久男（日本大学）

- 分科会 C -

(1) 報告者：門愛子（東京大学大学院生）

論題：欧州共通農業政策の展開に伴うフランス農業セクター利益団体政治の変遷 ドゴールからシラクまで（1958 年 2000 年）

司会者：小久保康之（静岡県立大学）

(2)報告者：小西幸男(立命館大学大学院生)
論題：EU 環境法と国内環境法の整合性について
司会者：小久保康之(静岡県立大学)

(3)報告者：土谷岳史(早稲田大学大学院生)
論題：EU と民主的シティズンシップ
司会者：小久保康之(静岡県立大学)

【昼食・休憩(12時~13時)】

【理事会(12時~13時)】

【総会(13時~13時15分)】

【午後の部(13時15分~16時15分)】

(1)報告者：田中素香(中央大学)
論題：欧州協定 FTA と EU = 中・東欧貿易の発展
(報告 30 分、質疑 30 分)
司会者：佐々木隆生(北海道大学)

(2)報告者：嘉治佐保子(慶應大学)
論題：第 5 次 EU 拡大の経済的側面 安定成長協定はど
うなるのか (報告 30 分、質疑 30 分)
司会者：円居総一(日本大学)

(3)報告者：林秀毅(新光証券株式会社)
論題：第 5 次拡大の経済的側面 金融を中心に
(報告 30 分、質疑 30 分)
司会者：円居総一(日本大学)

新入会員一覧

(2004 年 5 月 8 日理事会承認)

* 氏名(専攻)・所属

1. 工藤 芽衣(E)
津田塾大学後期博士課程(在学)
2. 吉田 康寿(P)
大阪大学大学院博士後期課程(在学)
3. 和田 聡子(E)
大阪学院大学経済学部助教授
4. 伊藤 登(E)
千葉県習志野健康福祉センター
5. 門 愛子(P)
東京大学大学院博士課程(在学)
6. 小澤 藍(P)
慶應義塾大学大学院博士後期課程(在学)
7. 上原 良子(P)
フェリス女学院大学国際交流学部助教授
8. 鈴木 浩史(E)
財務省大臣官房総合政策課外国調査室

9. 水原 沙和(L)
横浜国立大学大学院博士前期課程(在学)
10. 土谷 岳史(P)
早稲田大学大学院博士後期課程(在学)
11. 喜多 裕二(P)
東海大学政治経済学部

年報論文掲載に関するお知らせ

本年 5 月 8 日に開催された理事会で下記のように決定されましたので、会員の皆様にお伝えします。

(1) 研究大会報告者のフルペーパーおよび論文執筆者の原稿は、毎年 10 月 31 日を提出期限とする。期限内に提出がない場合、(イ)研究大会報告者については年報への原稿掲載を認めない。(ロ)論文執筆者についても年報への原稿掲載を認めない。

(2) その後、原則として 11 月 30 日までに査読が行われ、年報掲載の可否について決定が行われる。

(3) 査読により修正等が条件とされた場合、翌年 1 月 31 日を修正原稿の最終締め切りとする。

日本 EU 学会ホームページアドレスの確認

すでに皆様にお伝えしているとおり、日本 EU 学会ホームページアドレスが下記に変更されておりますのでご注意ください。今後、学会関連情報の入手、研究大会報告ペーパーのダウンロード等にご活用下さい。

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/eusa-japan/index.html>

日本 EU 学会事務局住所変更のお知らせ

2004年4月1日より事務局の住所が下記のように変更になりました。

〒108-8345 東京都港区三田2-15-45

慶応義塾大学大学院法務研究科 庄司克宏研究室内

日本 EU 学会事務局

電話:03-3453-4511(内線24957)

Fax:03-5427-1752(事務局)

Eメール: eushoji@mb.infoweb.ne.jp(従来通り)

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/eusa-japan/index.html>

広報委員会から

ニュースレター原稿の募集

広報委員会では、会員の皆様方からのご寄稿を幅広くお待ちしております。最近のご研究動向、在外研究や出張の成果報告、新任校の様子、日本のEU研究への提言、日本EU学会への要望など、内容は問いません。学会の財政難の折、原稿料をお支払いすることは出来ませんが、積極的にニュースレターを意見交換の場所として活用して頂きたいと思っております。尚、ご寄稿された原稿は、広報委員会でニュースレターへの掲載について検討させていただきますので、ご要望に添えない場合はご容赦下さい。

分量：横書き 1000 字程度。

期限：随時受け付けますが、ニュースレターの夏・冬年 2 回発行に併せて、6 月末日と 11 月末日がそれぞれ締め切り日となります。

提出先：広報委員会ニュースレター担当の小久保まで添付ファイル（ワードもしくは一太郎）にて送付して下さい。郵送、ファックスでも構いません。

422-8525 静岡市谷田 52 - 1

静岡県立大学 小久保康之 宛

Tel & Fax: 054 - 264 - 5335

E-mail: kokubo@u-shizuoka-ken.ac.jp

か。要するに、面白いが、役立つが、でいくということですよ。

この意図がいいか、最初から生かされたかどうかはわかりませんが、これまで編集を一手に引き受けてくださっていた庄司克宏事務局長（慶応義塾大学大学院法務研究科教授）の「まずは助走期間」という寛容な引き継ぎに安心して、このような試行錯誤も含むであろう 13 号をつくってみました。次号では皆様のご意見を拝聴して必要な手直しを加えるのにやぶさかではありません。ご感想をお寄せいただきたく存じます。

なお、HP については続いて新工夫を検討してゆく所存です。皆様のご支援をお願い申し上げます。

編集後記

三露 久男（日本大学）

おや、ニュースレターも変わったものだな、とちよっぴりとまどっていただければうれしいのですが……。

去る 5 月の日本 EU 学会（EUSA）の理事会で、これまで事務局におぶさりっぱなしだったニュースレター（NL）やホームページ（HP）の編集・拡充などを受け持つ広報委員会の創設が決まりました。新聞記者上がりで無役の理事だった私が、昔の杵柄を少しは生かせということでしょうか、責任者を命ぜられ、岩田健治（九州大学大学院経済学研究院教授）、小久保康之（静岡県立大学国際関係学部教授）、正井章彦（早稲田大学法学部教授）の 3 理事とともに、この NL 編集・発行が初仕事となりました。

今回の編集にあたって 4 人の委員で一致したおおまかな NL の新しい方向は、学会年報その他の学術論文とは一線を画して学界内外の幅広い話題提供・情報交換の場とする。寄稿者には親しみやすく読みやすい表現を心がけていただく。印象を鮮明にするため紙面構成を多彩にするとともにカラーや組み方も改変する - といったところでしょう

日本E U学会ニューズレター 第13号

(2004年9月1日発行)

発行 日本E U学会 広報委員会

編集責任者 三露久男

日本大学国際関係学部

〒411-8555

静岡県三島市文教町2-31-145

国際研究室気付

電話:055-980-0857

Fax: 055-980-0871

.....

日本E U学会事務局

慶応義塾大学大学院法務研究科

庄司克宏研究室内

〒108-8345

東京都港区三田2-15-45

電話:03-3453-4511(代表)

Fax: 03-5427-1752(事務室)

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/eusa-japan/index.html>